

業務仕様書

1 委託業務名称

「UBE現代日本彫刻展 2027」情報発信業務

2 目的

本業務は、2027年に開催する「UBE現代日本彫刻展 2027」について、継続的かつ効果的に市内外に情報を発信し、出品作品への興味関心を引き出し、本展の開催機運を醸成することを目的とします。

3 彫刻事業の概要

本市では、1961年から野外彫刻の国際コンクールを開催しています。2024年3月26日に「最も長く続いている野外彫刻展」としてギネス世界記録®にも認定され、日本におけるアートによるまちづくりの先駆的事业として歴史的に重要であるとともに、本市のまちづくりに大きな役割を果たしています。

今後も長く市民に愛され、多くのアーティストが参加し、県内外からの来場者でにぎわう「彫刻のまち」としていくため、2025年に、2年に一度のビエンナーレ形式から3年に一度のトリエンナーレ形式に改め、今回は2027年に本展を開催します。

これまでの歴史や開催概要については、野外彫刻展ウェブサイト (sculpture-ubecity.com) を参照してください。

4 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

5 業務内容

(1) 長期広報計画の作成

以下の点に留意し、効果的な情報発信を継続するための計画を作成すること。

- ・ 広報計画の対象期間は、2026年7月から2028年5月までとすること。
- ・ 1期、2期、3期に分けて記載すること。期間については下表を参照してください。
- ・ 掲載を予定する媒体の発行部数や閲覧数、対象者、発信する情報の趣旨、文字数等記事サイズの情報のほか、必要な経費の概算を示すこと。
- ・ 1期に設定した事項は、本業務内で受託者が実施すること。ただし、PRTimesでのプレスリリース掲載は本市が実施します。

長期計画対象期間	2026年8月1日～2028年5月7日	
	1期	2026年8月1日～2027年3月31日
	2期	2027年4月1日～2027年10月24日

	3期	2027年10月25日～2028年5月7日
U B E 現代日本彫刻展 2027	2027年10月24日～2028年5月7日	
	作品制作期間	2026年3月～2027年8月
	PR 展開催	2026年10月2日～4日
	作品搬入期間	2027年9月

(2) 記事の作成

(1)の計画に基づき、1期実施事項として、以下のとおり、文章・写真・動画等による記事（以下、記事と表記します。）を作成すること。なお、動画の使用は必須ではありません。

a. 作成数	①を5本以上、②を17本以上作成すること。	
	①	全国の購読者を対象とする紙雑誌やウェブメディア等の情報媒体に掲載する記事 ※ヴィジュアルイメージを主とした広告掲載も可としますが、文章を主とした記事の作成は必須とします。
	②	本市が管理する SNS に投稿する記事 ※完成データを投稿予定日までに文化振興課に提出してください。
b. 内容	①～③を必須項目とします。既存情報の発信にとどまらず、取材を生かした、オリジナリティのある内容としてください。また、開催機運の醸成につながる有効な記事内容を積極的に提案すること。	
	①	U B E 現代日本彫刻展 2027 の出品作品 15 点と制作者 15 組の紹介 ※各作品の取り扱い、公平性を保つよう配慮してください。
	②	2026 年秋開催予定の PR 展の告知 ※PR 展は福岡市内で 10 月初旬に 1 回開催予定です。
	③	U B E 現代日本彫刻展 2027 の開催機運の醸成
	④	その他提案事項
c. 方法	オリジナリティのある記事とするため、作成する際には、以下の点に留意してください。	
	①	記事の執筆には、ライターまたはエディターを起用すること。
	②	b.③、④の記事の作成に伴い必要となる写真または動画の撮影にはカメラマンを起用すること。

(3) 取材の実施

・ U B E 現代日本彫刻展 2027 の会場であるときわ公園彫刻の丘を訪問し、現地取材を

行うこと。

- ・ U B E 現代日本彫刻展 2027 に参加する制作者 15 組に、ウェブ会議やメール等を活用し、取材を行うこと。

(4) 記事の確認

作成する記事は、事前に本市に確認用データを共有することとし、作品の取り扱いや文章表現等、本市から要望があった際は修正を行うこと。

(5) 記事掲載の交渉

(1)の計画に基づき、掲載効果が十分発揮されるよう必要なプロモーションや交渉を行い、紙雑誌・ウェブメディア等に記事を掲載すること。

(6) 本市からの提供データの活用

以下のデータについては、本市が提供するものを使用してください。

- ・ U B E 現代日本彫刻展ロゴ ※ロゴの使用マニュアルに従ってください。
- ・ 野外彫刻模型 15 点及び入選模型 15 点の公式写真
- ・ 前回展会場風景写真
- ・ 宇部市のシンボル彫刻《蟻の城》の広報用写真

(7) 実施内容を業務完了報告書として提出すること。

6 成果物

5(2)に記載する記事の完成品のデジタルデータ (PDF/jpeg/mp4 等) 及び業務完了報告書を成果物として納品すること。

7 納品場所

宇部市文化振興課

8 成果物の著作権等

- (1) 受託者は、成果物が著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物 (以下「著作物」という。) に該当する場合には、当該著作権に係る受託者の著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。) を当該著作物の引渡し時に本市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本市及び本市が指定する第三者に対し、当該著作権に関する著作者人格権のうち、公表権、氏名表示権を行使しないものとする。
- (3) 著作権等で疑義が生じた場合は、本市と受託者とが協議の上決定する。

9 留意事項

- (1) 本仕様書については業務の概要を示したものであり、詳細については本市と受託候補者との協議の上、必要な加除・修正をして確定するものとする。

- (2) 業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 本市と受託者との協議は、必要に応じて行うこと。
- (4) 業務の履行に当たり必要な権利処理は、受託者の責任と費用負担において行うこと。
- (5) 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (6) 受託者は、業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項で必要があるときは、本市と受託者とが協議して定めるものとする。